

社会福祉法人 縄文の杜 役員・評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人縄文の杜（以下、法人という）の理事・監事・評議員（以下、「役員等」という）に対する報酬及び費用弁償（以下、「報酬等」という）について定めるものとする。

(常勤、非常勤の定義)

第2条 常勤とは、1週あたり4日以上の出勤を伴う役員等を指し、非常勤とは1週あたり4日未満の出勤または都度招集される役員等を指す。

(報酬)

第3条 常勤役員には第5条による報酬を支給し、非常勤役員には第6条による報酬を支給する。

- 2 前項における報酬額は予算の範囲内を旨とし、勤務実態に即して支給する。
- 3 法人の職員が理事を兼ねている場合は、職員給与の他に役員報酬を支給する。

(報酬の総額)

第4条 定款第21条に定める役員等の報酬の総額は年額1千6百万円を超えないものとする。

(常勤理事の報酬)

第5条 常勤の理事長の報酬は月額50万円、常務理事の報酬は月額42万円とする。また、職員と兼ねる者には月額3万円の役員報酬を支給する。

(非常勤役員等の報酬)

第6条 非常勤の理事長の報酬は月額20万円とする。

- 2 その他役員等が理事会、監査、評議員会、理事長の指示による法人業務を行った場合の報酬を日額11,137円とする。

(交通費の支給)

第7条 非常勤の役員等には、必要な会毎に1回あたり町内1千円、町外2千円の交通費を支給する。

- 2 有料道路を利用した場合は別途費用を支給する。

(出張旅費交通費)

第8条 役員等が研修等で出張した場合は、「出張旅費規程」により支払うものとする。

(理事功労金)

第9条 常勤の理事（職員を兼ねている理事を除く）に功労金を支給する。

- 2 功労金は、支給報酬の100分の5に在任月数を乗じて算出する。
- 3 功労金は、支給要件を満たさなくなった日の翌日以降30日以内に支給する。

(規程の改廃)

第10条 役員等の報酬等が法人の業績等により不適切になった場合、評議員会の決議を経て改廃する事ができる。

(支払日及び支払い方法)

第11条 理事長及び常勤理事の報酬は、毎月末日に本人が届け出た銀行口座に振り込むものとする。

- 2 非常勤役員等の報酬は、理事会、監査、評議員会、理事長の指示による法人業務が終了した時に現金で支給する。

(控除)

第12条 役員等への報酬等の支払いにあたり、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除する。

附則 1 本規程は、平成29年4月1日より施行する

2 平成28年3月25日施行の役員報酬規程は廃止する

附則 本規程は、平成29年10月22日より施行し平成29年9月22日より適用する

附則 本規程は、平成30年4月1日より施行する

附則 本規程は、令和元年7月16日より施行する

附則 本規程は、令和3年6月17日より施行する